

「健康づくりガイドブック・みと」への広告掲載に関する取扱基準

令和8年8月10日決定

(趣旨)

第1条 この基準は、水戸市広告掲載等に関する要項（平成19年水戸市告示第160号。以下「要項」という。）第17条の規定に基づき、「健康づくりガイドブック・みと」（以下「ガイドブック」という。）に広告を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載することができる広告)

第2条 ガイドブックに掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令(水戸市行政手続条例(平成7年水戸市条例第39号)第3条第2号に規定する法令をいう。以下同じ。)に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に関するもの
 - (4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
 - (5) 政治活動に係る広告、宗教活動に係る広告、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
 - (6) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと市長が認めるもの
- (広告の大きさ等)

第3条 掲載する広告の大きさは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1 枠 縦 5.2cm×横 8.8cm
 - (2) 1 枠 縦 5.2cm×横 17.8cm
- 2 広告の位置及び数は、市長が別に定めるものとする。
- 3 広告の色はフルカラーとする。
- 4 市長は、前2項の規定にかかわらず、ガイドブックの編集上支障があると認めるときは、広告を掲載する位置及び広告の色を変更することができる。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告掲載をしようとする者は、「健康づくりガイドブック・みと」広告掲載申込書(様式第1号)に広告の原稿を添えて、別に定める申込期限までに市長に提出しなければならない。

- 2 広告の原稿の作成に要する費用は、前項の規定による申込みをする者の負担とする。

(掲載の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、広告の掲載を決定し、「健康づくりガイドブック・みと」広告掲載決定通知書(様式第2号)により当該申込みをした者に通知するものとする。

- 2 前条第1項の規定による申込みがガイドブックに掲載できる広告の数を超えた場合は、原則として当該申込みの早い者から順に決定するものとする。

(掲載料の納付)

第6条 前条第1項の規定により広告の掲載の決定を受けた者(以下「広告掲載者」という。)は、市長が指定する期日までに、次の各号に掲げる広告の区分に応じ、当該各号に定める掲載料を納付しなければならない。

- (1) その大きさが第3条第1項第1号に該当する広告 15,000 円
- (2) その大きさが第3条第1項第2号に該当する広告 30,000 円

(掲載料の返還)

第7条 既納の掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 広告掲載者の責めによらない理由により広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(掲載の取消し)

第8条 市長は、広告掲載者又は広告の内容が次のいずれかに該当すると認めたときは、第5条第1項の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) この要項の規定に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この基準は、平成26年7月29日から施行する。

この基準は、平成30年9月20日から施行する。

この基準は、令和元年8月6日から施行する。

この基準は、令和2年7月6日から施行する。

この基準は、令和3年8月12日から施行する。

この基準は、令和5年8月10日から施行する。

この基準は、令和6年9月6日から施行する。

この基準は、令和7年9月5日から施行する。

この基準は、令和8年8月10日から施行する。